

全国健康関係主管課長会議

健康局 生活衛生課

生活衛生関係営業の活性化・振興について

平成26年度予算案、平成25年度補正予算
及び平成26年度税制改正案

都道府県・生活衛生営業指導
センターにおける関連施策

予算

- 生活衛生関係営業対策事業費補助金：10億円
 - ・衛生水準の確保・向上事業
 - ・生活衛生関係営業地域活性化連携事業
 - ・生活衛生関係営業経営基盤強化事業
- 被災した生活衛生関係営業者への支援：0.7億円

- ✓環境衛生監視員の監視指導の計画的実施
- ✓組合員への衛生情報の周知に係る生活衛生同業組合の活用
- ✓自主管理点検表の活用・普及

融資

- 貸付計画額：1,150億円
(日本政策金融公庫補給金：18.8億円、出資金7.7億円(補正予算関係))
- 貸付制度の拡充
 - ・振興事業貸付の特別利率適用設備の拡充(理・美容業の送迎・訪問用車両)
 - ・生活衛生関係営業経営改善貸付の拡充(貸付限度額を2000万円)
 - ・中小企業・小規模事業者の資金繰り支援(補正予算関係)

- ★生活衛生水準の維持・向上
- ★生活衛生関係営業の振興、活性化、基盤の安定

税制

- 交際費課税の見直し
 - ・飲食のために支出する費用の50%の損金算入
 - ・中小法人に係る特例措置の延長(800万円まで全額損金算入)
- 公害防止用設備に係る特例措置の適用期限の延長
- 旅館・ホテルの建物に係る固定資産評価の見直し
- 中小企業投資促進税制の拡充・延長
- 少額減価償却資産に係る損金算入の特例措置の延長 等

- ✓新規開設者等への生衛法や組合等に関する情報提供の推進
- ✓都道府県生活衛生営業指導センターの積極活用、経営指導員・経営特別相談員の相談・指導の充実

生活衛生関係営業対策事業費補助金

26年度予算案
1,000百万円

[25年度予算]
[797百万円]

中小零細の生活衛生関係営業者の営業の振興や発展を図るため、その組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化を図るとともに、本格的な高齢社会に向けて、生活衛生関係営業者が各事業者の特性を活かした生活支援等に係るサービスの実施を促進し、地域活性化を推進する。

新 衛生水準の確保・向上事業

52百万円

衛生水準の確保・向上を図るため、衛生情報の提供や営業者による自主管理点検等の取組を推進する。

新 生活衛生関係営業地域活性化連携事業

141百万円

本格的な高齢社会に向けて、生活衛生関係営業者の連携のもと、各事業者の特性を活かした健康づくりや生活支援等のサービスの実施を推進する。

新 生活衛生関係営業経営基盤強化事業

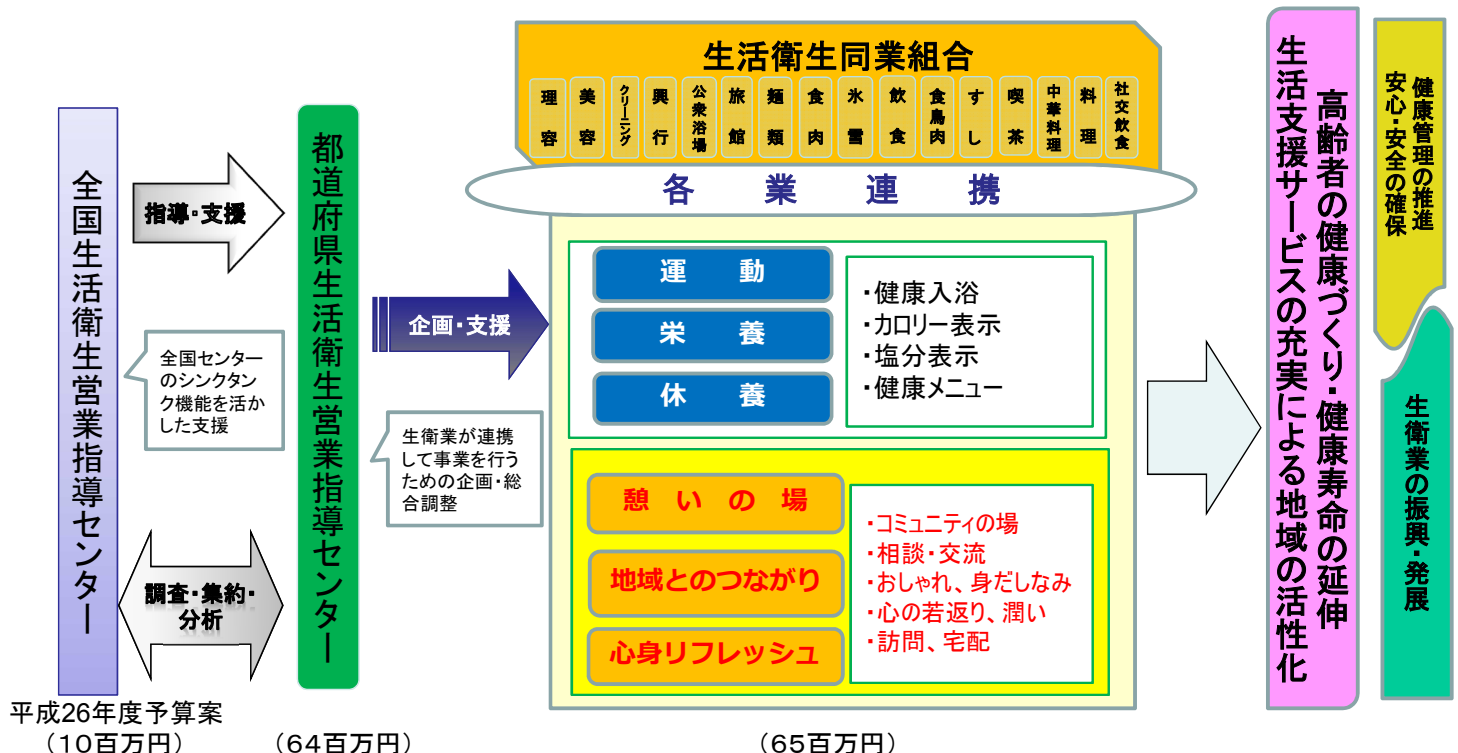
38百万円

小規模事業者・中小企業対策として、生活衛生関係営業者が経営環境等の変化に適切に対応できるよう、相談・支援体制を整備し、生活衛生関係営業者の経営改善や事業活性化等の支援に取り組む。

生活衛生関係営業地域活性化連携事業

平成26年度予算案
(141百万円)

本格的な高齢化社会に向けて、生活衛生関係営業者の連携のもと、各事業者の特性を活かした健康づくりや健康寿命の延伸、高齢者の生活支援等に係るサービスの実施を推進する。



生活衛生関係営業者の資金繰り支援（平成25年度補正予算関係） （株）日本政策金融公庫への政府出資金

生活衛生関係営業における投資促進や基盤強化のため、（株）日本政策金融公庫の融資について、拡充を図る。

事業概要

平成25年度補正予算額：7.7億円

- **設備資金貸付利率特例制度の創設**
 - ✓ 耐用年数超の設備に係る大規模な投資の資金について金利の引下げ
- **生活衛生関係営業の創業支援等の充実**
 - ✓ 女性・若者・高齢者の創業時や事業承継時の資金について金利の引下げ
- **生活衛生セーフティネット貸付の拡充**
 - ✓ 経営環境変化資金・金融環境変化資金の金利の引下げ
- **生活衛生関係営業の耐震化支援**
 - ✓ 耐震診断の資金について金利の引下げ
 - ✓ 耐震改修の貸付制度の拡充（貸付期間の延長等）
- **第三者保証に係る融資の見直し**
 - ✓ 新創業融資制度の拡充（上乘せ金利の引下げ）
 - ✓ 無担保融資特例制度の拡充（上乘せ金利の引下げ）

※個人の第三者保証は原則徴求しない取扱いとする。

生活衛生同業組合に関する情報提供と活用の推進について

（平成25年7月31日厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

✓ 生活衛生同業組合の意義

- ・ 生衛法に基づく衛生水準等を使命とする組織
- ・ 衛生行政の社会的基盤（ソーシャルキャピタル）
- ・ 同業者のネットワーク
- ・ 全国的連帯（東日本大震災における被災地支援等）
- ・ 地域コミュニティの再生・強化に資する社会的活動

■ 衛生確保の効果的な推進

営業者の自主的取組、組合の活動との連携、ネットワークの活用といった手法を重層的に組み合わせ

お願い事項

○各地方公共団体におかれては、貴管下の保健所等の機関も含め、改めて、衛生確保等に関する生活衛生同業組合の役割や活動に関してご理解をいただき、引き続き、各種申請や届出、研修会等の様々な機会をとらえ、管下の事業者に対し生活衛生同業組合に関して情報提供を行うとともに、衛生情報の周知等に関する生活衛生同業組合の活用に関してご配慮をよろしく申し上げます。

広域火葬計画の策定と広域火葬体制について

(平成9年11月13日付け衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)

1 趣旨

広域的な観点からの災害時における遺体の円滑な火葬の支援

2 広域火葬計画の記載内容

- ①基本方針、②実施体制、③被災状況の把握、④広域火葬の応援・協力の要請、⑤火葬場の選定、⑥火葬要員の派遣要請及び受入、⑦遺体保存対策、⑧遺体搬送手段の確保、⑨相談窓口の設置、⑩災害以外の事由による遺体の火葬、⑪火葬状況の報告、⑫火葬許可の特例的取扱い、⑬引き取り者のない焼骨の保管

3 広域火葬体制の整備

- ①現状の把握
火葬場の所在地、火葬炉数、使用燃料等(火葬能力、職員の配置状況等の調査)
- ②広域火葬実施のための組織
- ③相互扶助協定の締結
- ④遺体保存のための資機材等の確保
災害時に利用する遺体安置所、棺、ドライアイス等の確保、作業要員の確保(関係事業者との協定の締結)
- ⑤遺体搬送手段の確保
火葬場までの搬送手段の確保、搬送経路等の検討(関係事業者との協定の締結)
- ⑥情報伝達手順の確立

※ 計画に係る訓練、研修点検等の実施